

NBKグループ 人権方針

1. 人権尊重のコミットメント

本方針は、NBKグループ（以下、私たち）におけるすべての事業活動及び意思決定の基礎となる最上位指針として位置づけます。私たちは本方針に基づき、人権の尊重に取り組めます。

2. 適用範囲

本方針は NBK グループのすべての役員・社員に適用されます。

3. 関係者への働きかけ

私たちは、自社のみならず、製品やサービスに関わるバリューチェーン全体において人権が尊重されるべきであると考えています。私たちの事業活動を通じて直接的または間接的に影響を受けるすべてのステークホルダーに対しても、本方針への理解と支持を期待し、本方針に沿った人権尊重の実践を求めます。

4. 国際規範の支持・尊重

私たちは「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした人権に関する国際規範を支持しています。

私たちは事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。仮に国際的に認められている人権の基準と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合、国際的に認められている人権の基準を尊重する方法を追求します。

5. 顕著な人権課題

私たちは、私たちの会社活動や国際的な人権規範を踏まえたうえで、特に顕著と思われる以下の人権課題についてその解決に取り組めます。

- (1) 結社の自由及び団体交渉権の承認
- (2) 強制労働の禁止
- (3) 児童労働の禁止
- (4) 差別の排除
- (5) 安全で健康的な労働環境
- (6) 非人道的な扱い（ハラスメントを含む）の禁止
- (7) 公正な労働条件
- (8) 地球環境への配慮

6. 人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などに定められる国際的に認知された枠組みに則って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

7. 是正・救済

私たちは、人権に対する負の影響を引き起こし、または負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正に取り組むとともに、被害者の救済に取り組めます。

8. 教育

私たちは、本方針が社内外に浸透するよう、NBK グループの役員・社員に適切な教育を行います。

9. ステークホルダーとの対話

私たちは、本方針の下での人権に関する取り組みを推進していくため、社内外の人権に関する専門的な知見を積極的に活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話を行います。

10. 情報開示

鍋屋バイテック会社の公式ホームページ等を通じて、人権に対する取り組みの情報を、適切に開示します。

11. 承認

本方針は、鍋屋バイテック会社取締役会により、2026年4月24日に承認されています。